

北海道大学創成科学研究棟等消防計画

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 この計画は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定に基づき、北海道大学の北キャンパスに所在する創成科学研究棟、北キャンパス総合研究棟2号館、北キャンパス総合研究棟5号館及び北キャンパス総合研究棟6号館、北キャンパス総合研究棟7号館、北キャンパス総合研究棟8号館（以下「研究棟」という。）における防火・防災管理についての必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害（以下「火災等」という。）の予防、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 消防計画の適用範囲、管理権原者及び防火・防災管理者の業務 (消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、研究棟に入居している教育研究組織等の職員、学生及びその他出入りするすべての者（以下「職員等」という。）に適用するものとする。

(管理権原者の業務)

第3条 防火対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）は、創成研究機構長をもって充て、研究棟の防火・防災管理業務についての責任を負うものとする。

- 2 管理権原者は、防火・防災管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者として、防火・防災管理者を選任し、防火・防災管理業務を行わせるものとする。
- 3 管理権原者は、防火・防災管理者が消防計画を作成又は変更する場合は、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、研究棟における防火上の建物構造及び消防用設備等の不備、欠陥を発見した場合又は防火・防災管理者からの報告を受けた場合は、研究棟に入居している教育研究組織等の長に対し速やかな改修を指示するものとする。

(防火・防災管理者の業務)

第4条 防火・防災管理者は、次の各号に掲げる防火・防災管理業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 通報、避難及び消火等の訓練の実施に関すること。
- (3) 建物、危険物施設、ガス施設等（以下「建物等」という。）の自主検査の実施及び監督に関すること。

- (4) 消防用設備等の自主点検の実施及び監督に関すること。
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督に関すること。
- (6) 防火担当責任者、火元責任者に対する指導及び監督に関すること。
- (7) 管理権原者に対する助言及び報告に関すること。
- (8) その他防火・防災管理上必要な業務に関すること。

(消防機関への報告、届出等)

第5条 管理権原者は、防火・防災管理者を選任したとき及び解任したときは、消防法施行規則により消防機関に届け出るものとする。

2 防火・防災管理者は、次の各号に掲げる事項について消防機関へ報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画作成及び変更の届出に関すること。
- (2) 建物等の設置及び変更の事前連絡に関すること。
- (3) 消防用設備等の点検結果報告に関すること。
- (4) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導要請に関すること。
- (5) 自衛消防訓練実施の届出及び指導要請に関すること。
- (6) その他法令に基づく諸手続に関すること。

(防火・防災管理業務資料の整備、保管)

第6条 防火・防災管理者は、適正な防火・防災管理業務を遂行するため、前条により報告及び届出した書類並びに防火・防災管理業務に必要な書類等を本消防計画と併せて整備し、保管しておくものとする。

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織

(火災予防のための組織)

第7条 平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者の下に防火担当責任者及び火元責任者を置く。

2 防火担当責任者は、研究推進部研究支援課係長（北キャンパス地区施設担当）（以下「施設担当係長」という。）をもって充てる。

3 火元責任者は、国立大学法人北海道大学安全衛生管理規定第8条に定める安全主任者をもって充てる。

(防火担当責任者の業務)

第8条 防火担当責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火管理者の補佐に関すること。

(3) その他火災予防上必要な措置に関すること。

(火元責任者の業務)

第9条 火元責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建物等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震及びガス漏れ発生時における火気使用設備器具の安全確認に関すること。
- (4) 防火担当責任者の補佐に関すること。
- (5) その他火災予防上必要な措置に関すること。

(警備員の業務)

第10条 警備員は、委託契約の警備業務要領に基づき、火災予防に務めるとともに、火災等発生の場合又は発生の恐れがあるときは、速やかに消防機関及び防火管理者に通報し、その指示を受けなければならない。

第2節 火災予防措置

(火気等の使用制限等)

第11条 防火管理者は、次の各号に掲げる火災予防措置を行うものとする。

- (1) 喫煙禁止場所及び喫煙場所の指定
- (2) 火気使用設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (3) 工事中の火気使用の制限及び立会い
- (4) 火災警報発令時等の火気使用禁止又は制限
- (5) その他防火管理上必要な措置

(臨時火気使用等)

第12条 次の各号に掲げる行為を行おうとする者は、別紙様式1により防火管理者に事前に届け出るものとする。

- (1) 臨時に火気を使用するとき。
- (2) 火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 新たに危険物を貯蔵又は取り扱うとき、若しくはその種類又は数量を変更するとき。
- (4) 建物の増築、改築、修繕及び模様替えを行うとき。

(火気使用時の遵守事項)

第13条 火気を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具の使用前及び使用後には必ず点検し、安全を確認すること。
- (2) 火気使用設備器具の周囲に可燃物が接近していないことを確認してから使用すること。
- (3) 指定された場所以外では、喫煙をしないこと。

(4) 退勤時には周囲の火気の安全を確認すること。

(職員等の遵守事項)

第14条 職員等は、避難施設及び防火施設について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設に関する次の事項

イ 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。

ロ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないようにすること。

ハ 避難口は、容易に解錠し開放できる状態にすること。

(2) 火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するための防火施設に関する次の事項

イ 防火戸は、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

ロ 防火戸に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かないこと。

(避難経路図の周知等)

第15条 防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとの消防用設備等の設置位置及び屋外に通ずる避難経路を明示した避難経路図を作成し、職員等に周知徹底しなければならない。

(工事中の安全対策)

第16条 研究棟内外で工事を行う場合は、防火管理者は工事中の消防計画を作成し、工事人に対して次の各号に掲げる事項を周知し、遵守させるものとする。

(1) 溶接、その他の火気を使用する工事を行う場合は、作業計画を防火管理者に提出し、必要な指示を受けること。

(2) 火気を使用する作業にあたっては、消火器その他の消火用具を配置すること。

(3) 指定された場所以外では、喫煙又は火気の使用等を行わないこと。

(4) 危険物類を使用する場合は、その都度防火管理者の承認を得ること。

(5) 火気管理は、作業所ごとに責任者を指定して行うこと。

(6) 工事のためやむを得ず消防用設備等の機能を停止するときは、防火管理者の承認を得ること。

第3節 消防用設備等の点検及び建物等の検査

(自主点検検査を実施するための組織)

第17条 消防用設備等及び建物等について適正な機能を維持するため、定期的に自主点検検査を実施するものとし、研究推進部研究支援課北キャンパス地区施設担当（以下「施設担当」という。）があたる。

2 点検検査責任者は、施設担当係長をもって充てる。

(消防用設備等の自主点検)

第18条 点検検査責任者は、消防用設備等の機能を維持管理するために、法定点検のほか別表第1により自主点検を行うものとする。

(消防用設備等の法定点検)

第19条 消防用設備等の法定点検は、消防用設備士資格を有する設備点検業者に委託して行うものとし、点検検査責任者が立ち会うものとする。

(消防用設備等の点検結果の記録及び報告)

第20条 消防用設備等の自主点検及び法定点検を実施した者は、点検結果を記録するとともに防火管理者に報告するものとする。

2 防火管理者は、点検結果報告に基づく不備、欠陥事項について速やかに管理権原者に報告するものとする。

3 防火管理者は、消防用設備等の点検結果を3年に1回札幌市北消防署長に報告するものとする。

(建物等の自主検査及び検査結果の記録等)

第21条 点検検査責任者は、建物等の維持管理を図るため、別表第1により自主検査を行うものとする。

2 点検検査責任者は、建物等の自主検査の結果を記録するとともに防火管理者に報告するものとする。

3 防火管理者は、検査結果報告に基づく不備、欠陥事項について速やかに管理権原者に報告するものとする。

(平素における自主点検検査)

第22条 自主点検検査は、平素においては火元責任者が適時に行うものとする。

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防組織

(自衛消防隊の設置)

第23条 火災等の災害発生時に被害を最小限にとどめるため、創成科学研究棟等自衛消防隊（以下「消防隊」という。）を設置し、その組織及び業務は、別表第2のとおりとする。

(消防隊本部長等の権限及び任務)

第24条 消防隊本部長は、消防隊が火災等の自衛消防活動又は訓練を行う場合は、その指揮、命令、監督等一切の権限を有するものとする。

2 消防隊長は、消防隊本部長の命を受け、消防隊の機能が有効に発揮できるよう

総括するとともに消防機関との連携を密にしなければならない。

- 3 消防隊副本部長は、消防隊本部長を補佐し、消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行するものとする。
- 4 消防副隊長は、消防隊長を補佐し、消防隊長が不在の場合は、その任務を代行するものとする。

第2節 自衛消防活動等

(本部の設置)

第25条

消防隊本部長は、災害の状況により適切な場所に消防隊本部（以下「本部」という。）を設置しなければならない。

(通報連絡及び初期消火)

第26条 火災が発生した場合は、発見者は直ちに通報連絡班に発生場所を通報するとともに、初期消火にあたるものとする。

- 2 通報連絡班は消防機関及び関係者に通報するとともに、放送設備等で職員等に災害の発生を周知を図るものとする。

(避難誘導等)

第27条 避難誘導班は、次の各号に掲げる事項により避難誘導を行うものとする。

- (1) 避難者に避難方向及び火災の状況を知らせ、混乱防止に留意し避難させること。
 - (2) エレベーターによる避難は行わないこと。
 - (3) 避難終了後は、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、本部に報告すること。
- 2 避難場所は、広域避難場所（北大第二農場）とする。ただし、火災の場合において全員が避難する必要がないと消防隊本部長が判断する場合は、適宜の場所とする。

(消火活動)

第28条 消火班は、初期消火活動を指揮するとともに、消火器、屋内消火栓による初期消火活動を行うものとする。

(防護措置)

第29条 防護措置班は、災害の状況により、防火シャッター、防火戸の閉鎖による防護区画を設定するとともに、立入禁止区域の設定等を行うものとする。

(応急救護)

第30条 救護所は、本部に設置するものとする。

- 2 救護班は、負傷者の応急手当を行うとともに、公設消防隊と密接な連絡を取り、

速やかに搬送できるようにしなければならない。

- 3 救護班は、負傷者の所属、氏名、負傷の程度その他必要な事項を記録しなければならない。

(夜間、休日における活動体制)

第31条 夜間、休日における火災等が発生した場合の自衛消防体制は、警備員及び在勤者が担当し、互いに協力して次の各号に掲げる初動措置を行うものとする。

(1) 通報連絡

火災等が発生した場合は、直ちに消防機関に通報し、放送設備等で研究棟内の残留者に周知を図るとともに、中央監視室に備付けの夜間及び日曜・休日等における緊急連絡網により連絡すること。

(2) 初期消火

延焼拡大を阻止することを主眼に消火器等その他の消火用具を有効に活用し、適切な初期消火を行うこと。

(3) 避難誘導

研究棟内の残留者の避難誘導を行うこと。

(4) 消防機関への情報提供

到着した公設消防隊に対し、逃げ遅れた者の有無、火災の延焼状況及び危険物品の有無の情報を提供すること。

- 2 前項第1号の緊急連絡網により連絡を受けた者は速やかに参集するとともに、消防隊本部長の指示に従い、それぞれの任務に就くものとする。

(消防隊への協力)

第32条 火災等が発生した場合は、職員等は消防隊に協力するものとする。

第4章 震災対策

第1節 震災予防措置

(震災予防措置)

第33条 点検検査責任者及び火元責任者は、地震時の災害発生を予防するため、消防用設備等の自主点検及び建物等の自主検査のほか、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 建物の窓枠、外壁等及び建物内に陳列又は設置してある物品の倒壊、転倒及び落下の恐れのあるものの検査
- (2) 火気使用設備器具の転倒及び落下の防止についての検査
- (3) 火気使用設備器具の自動消火装置及び燃料自動停止装置の作動についての検査

(4) 危険物施設及び当該施設内の物品の転倒、落下及び流出の防止についての検査

(地震後の安全措置)

第34条 点検責任者及び火元責任者は、地震動の終了した後速やかに建物等の検査及び消防用設備等の点検を行うものとする。

第2節 地震時の活動

(地震時の活動)

第35条 地震時の消防隊の活動は、第25条から第32条に定めるもののほか、次の各号に掲げる措置を取らなければならない。

(1) 出火防止の措置

防火担当責任者及び火元責任者は、担当区域の火気使用設備器具の使用を停止すること。

(2) 情報収集活動

消防隊本部長は、建物の被害状況及びテレビ、ラジオ等関係機関からの地震状況を職員に把握させるとともに、必要な事項を指示すること。

(避難)

第36条 震災時の避難場所は、広域避難場所（北大第二農場）とする。

第5章 ガス災害対策

第1節 ガス災害予防措置

(ガス器具等の設置又は変更の確認)

第37条 防火・防災管理者は、ガス器具及びガス管を設置又は変更した場合は、現場の安全を確認し、関係図面を保存するものとする。

(ガス施設の定期点検の立会)

第38条 点検検査責任者は、ガス事業者が定期的に行う漏洩検査及び調査の際には必ず立会い、その状況を確認するものとする。

(ガス器具を使用する際の遵守事項)

第39条 ガス器具を使用する者は、使用の際に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 臭気によるガス漏れの有無の確認

(2) ガス器具の破損や変形等に関する異常の有無及び未使用カランの閉止状況の確認

(3) 点火の確認

(ガス器具使用中の遵守事項)

第40条 ガス器具を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 正常な燃焼状況の確認

(2) 換気不良及び及び調整不良による不完全燃焼の有無

(終業時の確認)

第41条 最終退室者は、ガス器具栓及び元栓の閉止状況を確認しなければならない。

第2節 ガス災害応急措置

(火気使用停止等)

第42条 ガス器具を使用する者は、点火ミスによる立ち消え等原因が明らかで、かつ、軽易なガス漏れの場合を除き、ガス臭がした場合は、火気の使用を停止し、器具栓、元栓及びメーターコックを閉止するとともに防護措置班に通報するものとする。

2 防護措置班は、ガス漏れの通報を受けた場合、直ちに防火・防災管理者に通報するとともに現場を確認し、必要な範囲の火気使用停止その他必要な措置を講じるものとする。

(ガス漏れ箇所の確認等)

第43条 防護措置班は、ガス漏れの通報を受けた場合、ガス漏れ箇所のメーターコックの閉止を確認し、臭覚又はガス検知機により、ガス漏れの有無を確認し、ガス濃度の状況を把握するとともに警戒にあたるものとする。

(ガス事業者及び消防機関への通報)

第44条 通報連絡班は、ガス漏れ又はその疑いがある場合に、その原因が明らかで、かつ、軽易な場合を除き、ガス事業者に通報するとともに館内放送等により周知を図るものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、直ちに消防機関へ通報するとともに、隣接建物へ周知しなければならない。

(1) ガス検知機による測定結果、爆発下限界の10パーセント以上のガス濃度が測定された場合

(2) メーターコックを閉止した後も、ガス濃度が増加する場合

(3) 広範囲にわたってガス臭がする場合

(4) 配管の折損等により、ガスが音を発して漏れている場合

(5) 爆発があった場合

(避難誘導)

第45条 前条又は防火・防災管理者が必要と認めたときは、避難誘導を開始しな

ければならない。

2 避難場所は、第36条に規定する場所とする。

(火源となる恐れのあるものの操作等の禁止)

第46条 ガス爆発の恐れのある場合は、何人も次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) スイッチ類の操作(電気しや断操作を除く。)

(2) ストロボを使用する写真撮影

(3) その他火花を発生する恐れのある行為

(立入禁止区域の設定)

第47条 防護措置班は、漏洩ガスの拡大又は爆発した場合に影響あると想定される範囲について、立入禁止区域を設定するものとする。

2 立入禁止区域の設定は、ロープ及び立入禁止の標識を使用し行うものとする。

(消防機関への情報提供)

第48条 通報連絡班は、ガス災害に関し、公設消防隊に次の各号に掲げる事項について情報を提供するものとする。

(1) 漏洩箇所、濃度、範囲及び時間的経過

(2) 爆発の有無、爆発箇所及び被害の状況

(3) メーターコックその他のガス栓の閉止の有無

(4) 火気使用設備器具の使用停止及び電源しや断の状況

(5) 避難誘導の状況

(6) 死傷者及び逃げ遅れた者がある場合の人数

(7) 立入禁止区域の状況

(8) 自衛消防活動の概要

(9) ガス配管図面その他必要な資料の提供

第6章 防災教育及び訓練

第1節 防災教育

(防災教育の実施)

第49条 防火・防災管理者は、広報及び掲示等により防災についての啓蒙を行うほか、必要に応じて職員及び学生に対して防災教育を行うものとする。

(防災教育の内容)

第50条 防災教育の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 消防計画の周知徹底に関すること。

(2) 日常の火災予防に関すること。

- (3) 工事中の火災予防に関する事。
- (4) 災害発生時における職員の任務分担に関する事。
- (5) 消防用設備等の種別、機能及び取り扱い要領に関する事。
- (6) 震災対策に関する事。
- (7) ガス災害対策に関する次の事項
 - イ ガスの性質及び爆発の危険性
 - ロ ガス器具の構造及び操作方法
 - ハ ガス器具使用上の注意事項
 - ニ ガス漏れ時の措置要領
 - ホ ガス検知機の取り扱い要領
 - ヘ メーターコックの位置及び閉止要領(講習会等)

第51条 防火・防災管理者は、消防機関又は防火団体が開催する講習会又は研修会に参加するものとする。

(ポスター、パンフレットの配布)

第52条 防火・防災管理者は、防火思想の普及のために適宜パンフレットを配布するとともに、火災予防運動にあわせて防火ポスターを配布又は掲示するものとする。

第2節 防災訓練

(訓練の実施)

第53条 防火・防災管理者は、有事に際の被害を最小限にとどめるため、毎年、適宜の時期に防災訓練を行うものとする。

(消防機関への指導要請)

第54条 防火・防災管理者は、防災訓練の実施に際して必要と認める場合は、消防機関への指導を要請するものとする。

(防災訓練の内容)

第55条 防災訓練は、火災、震災又はガス災害を想定した総合訓練とし、その内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消火訓練
- (2) 通報訓練
- (3) 避難誘導訓練
- (4) ガス災害防止訓練
 - イ ガス濃度測定
 - ロ ガス拡散排除

ハ メーターコックの閉止

(5) 立入禁止区域設定訓練

(6) 救急救護訓練

(防災訓練実施の届出)

第56条 防火・防災管理者は、防災訓練を実施する場合、あらかじめ文書により札幌市北消防署に届出するものとする。

第7章 雑則

(庶務)

第57条 消防計画に関する庶務は、研究推進部研究支援課において処理する。

(雑則)

第58条 この計画に定めるもののほか、この計画の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この消防計画は、平成19年1月15日から施行する。

附 則

この消防計画は、平成21年3月5日から施行する。

附 則

この消防計画は、平成28年2月25日から施行する。

附 則

この消防計画は、平成28年9月20日から施行する。

附 則

この消防計画は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この消防計画は、令和5年4月3日から施行する。

別表第 1（第 18 条，第 21 条関係）

自主点検，自主検査の実施区分等

種 別	実 施 区 分	点 検 ， 検 査 項 目	実 施 月
自主点検	消火設備	昭和 50 年 10 月 16 日付け消防庁告示第 14 号の「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」により行う	6 月， 12 月
	自動火災報知設備		6 月， 12 月
	避難設備		6 月， 12 月
自主検査	建物	建物の防火壁，防火戸等の防火区画の位置，構造及び管理の検査	6 月， 12 月
	危険物施設	危険物施設の安全管理及び検査	6 月， 12 月
	ガス設備	設備，器具，コック類を含む配管等の検査	6 月， 12 月
	電気設備	配線，機器の検査	6 月， 12 月
	火気使用設備器具	暖房器具，喫煙場所等の火気使用場所の管理及び検査	6 月， 12 月

別紙様式 1（第 12 条関係）

年 月 日

火 気 使 用 等 届 出 書

防火管理者 殿

使用責任者

所 属 部 局

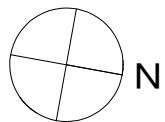
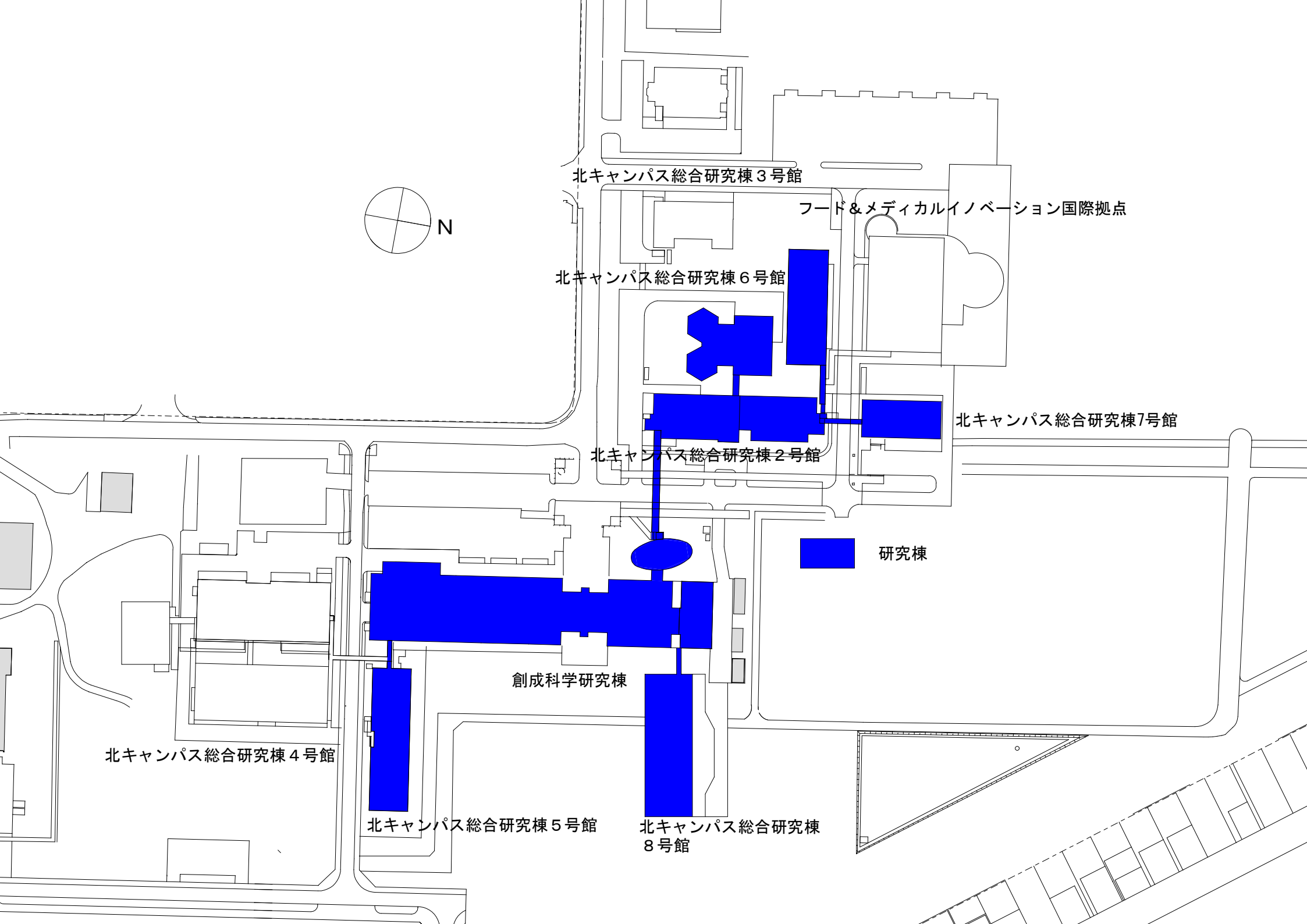
職名・氏名

（連絡先）電話

北海道大学創成科学研究棟等消防計画第 12 条に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

注；記の事項については、第 12 条第 1 号～第 4 号の区分に従い適宜必要な事項を記入すること。



北キャンパス総合研究棟 3号館

フード&メディカルイノベーション国際拠点

北キャンパス総合研究棟 6号館

北キャンパス総合研究棟 7号館

北キャンパス総合研究棟 2号館

研究棟

創成科学研究棟

北キャンパス総合研究棟 4号館

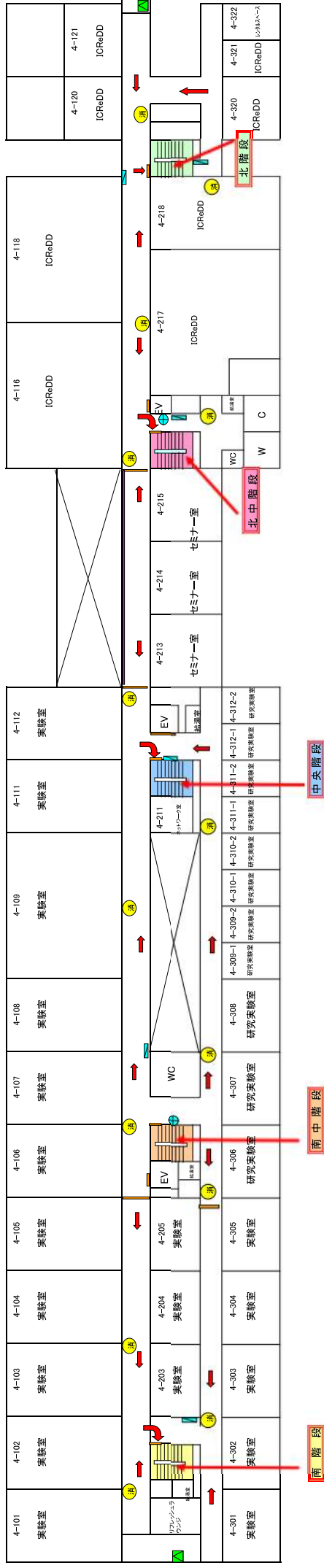
北キャンパス総合研究棟 5号館

北キャンパス総合研究棟
8号館

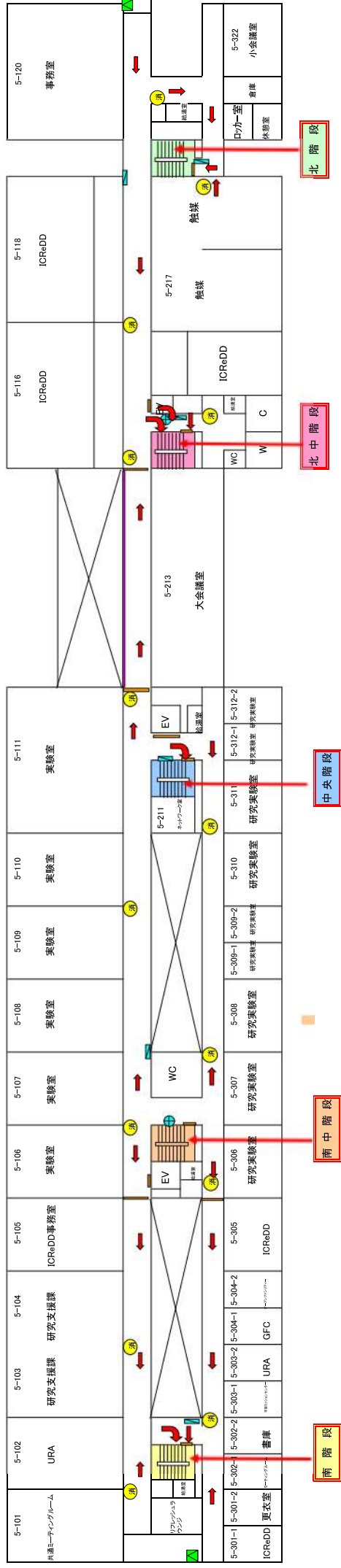
圖 創成科學研究棟避難避難路徑



4階

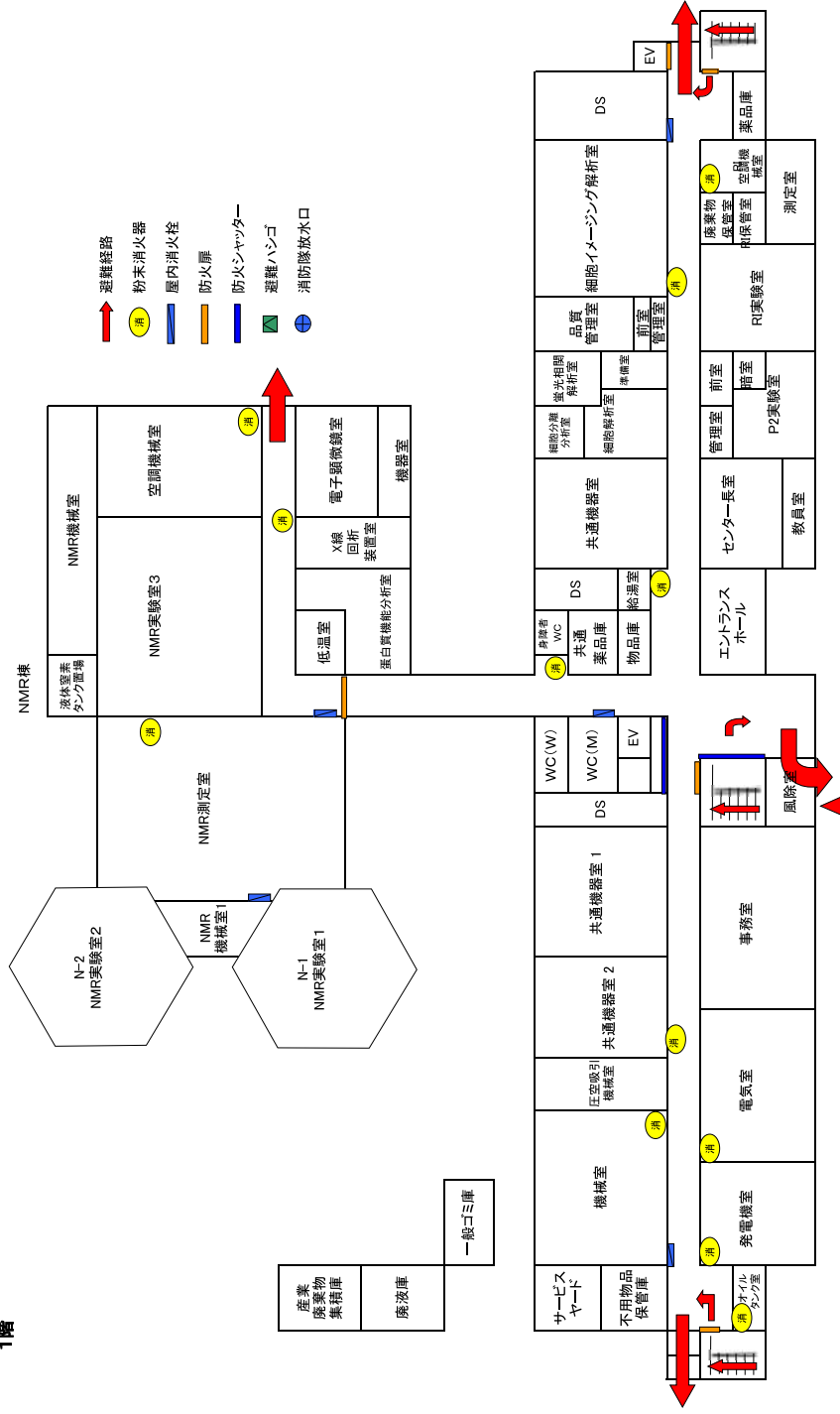


5階

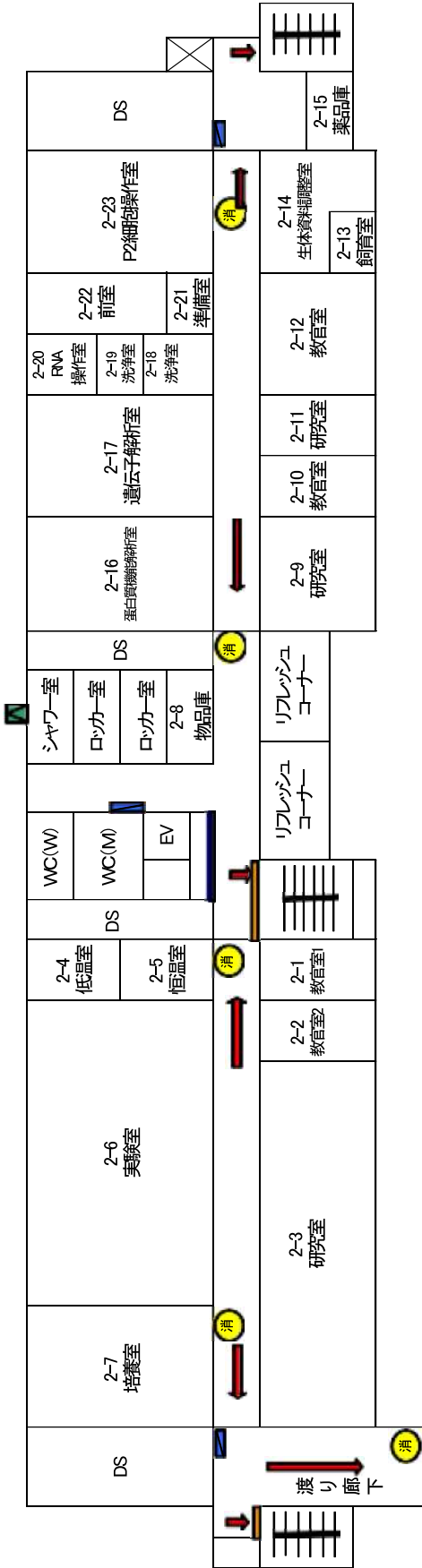


次世代物質生命科学研究センター(2号館)避難経路図

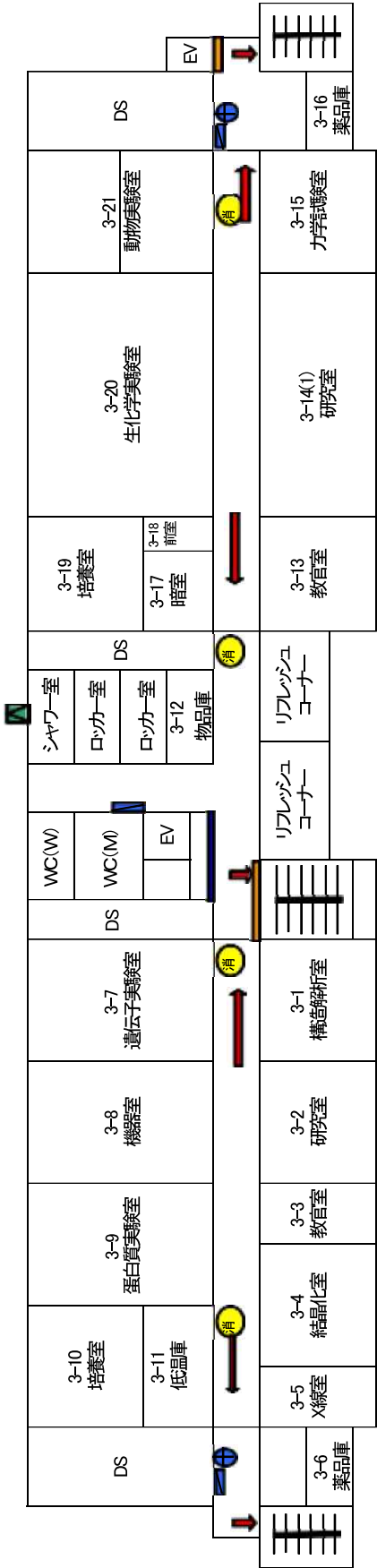
1階



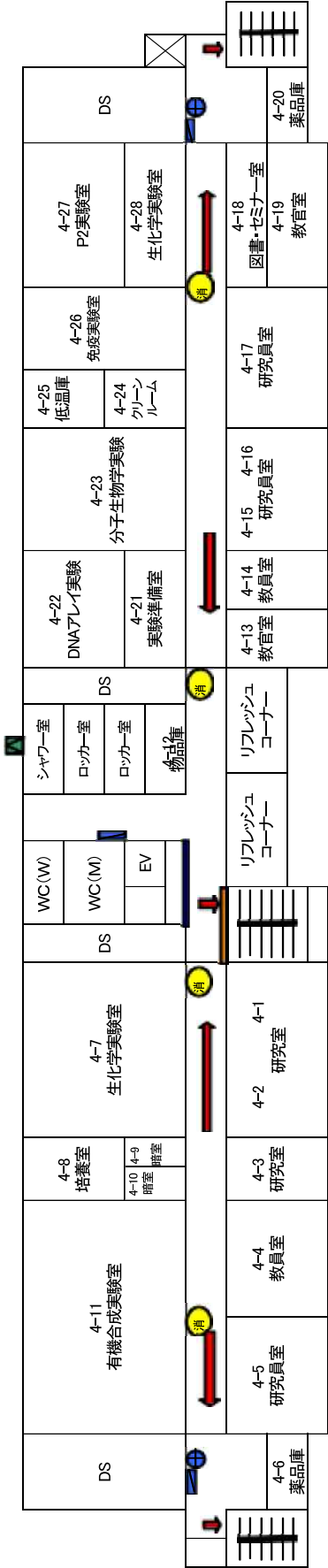
2階



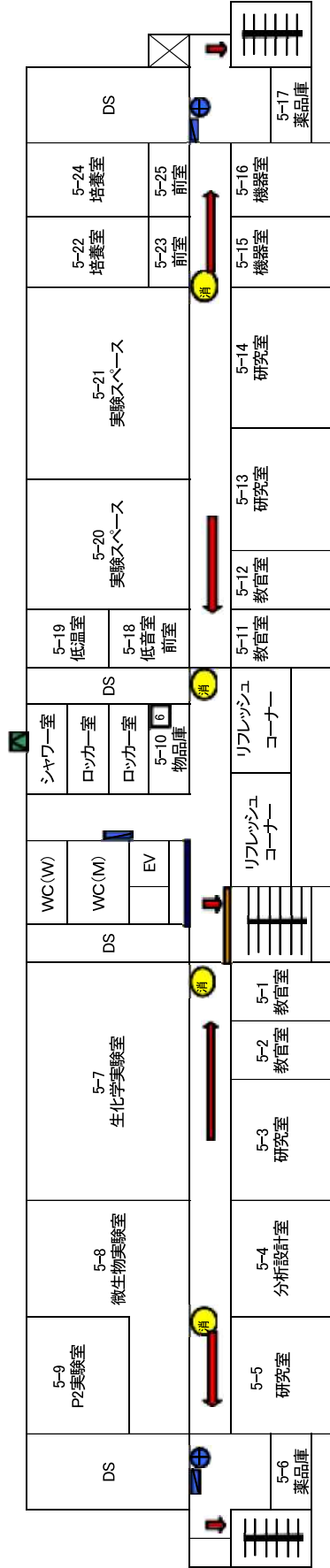
3階



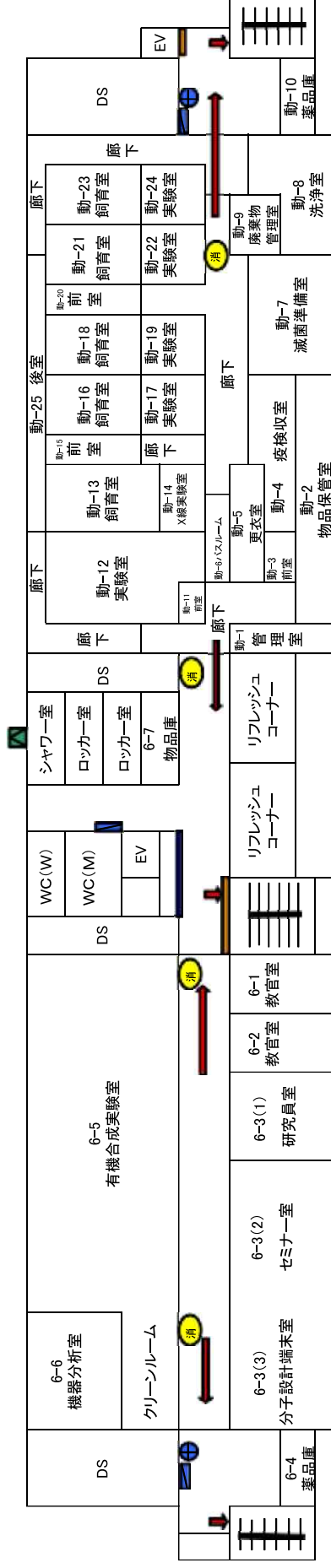
4階



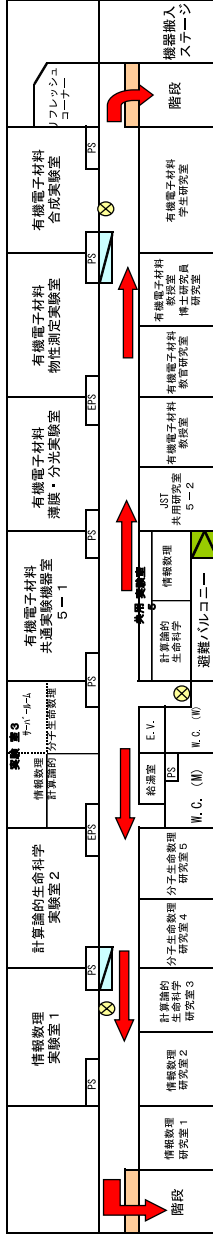
5階



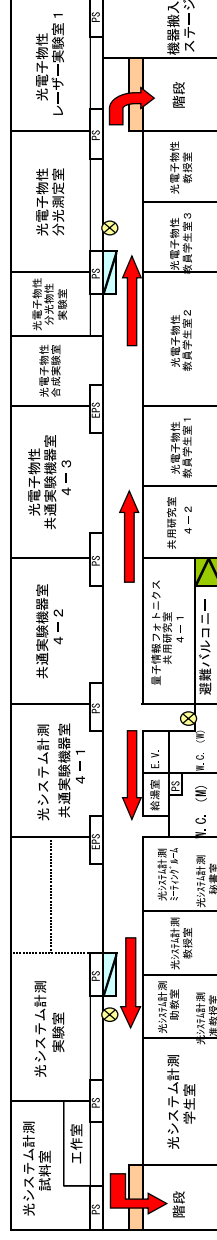
6階



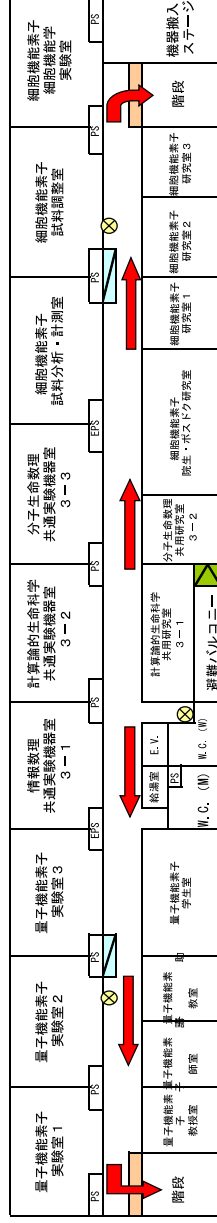
電子科学研究所避難経路図(5号館)



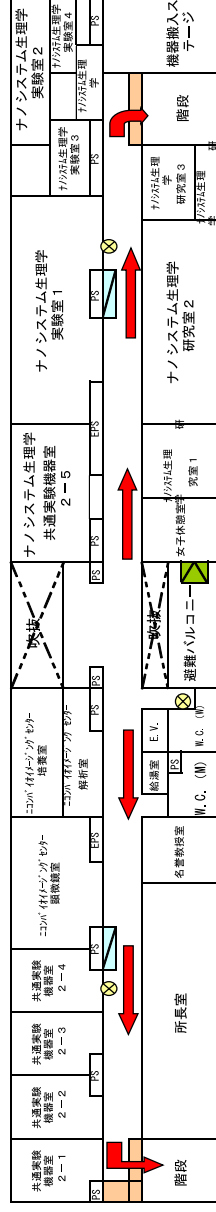
隨
5



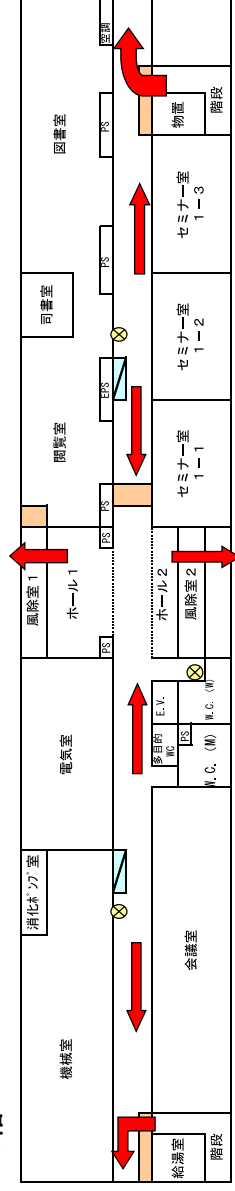
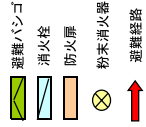
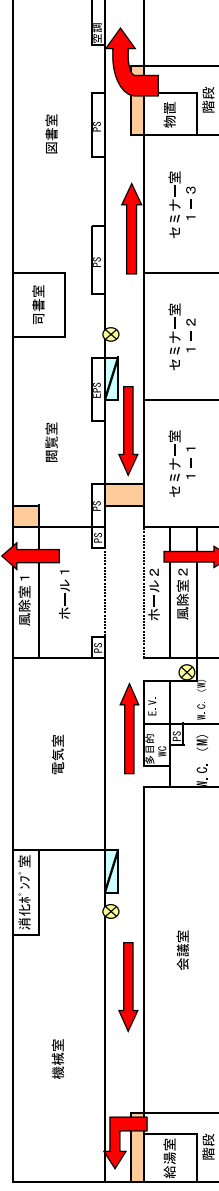
3階



隨
2

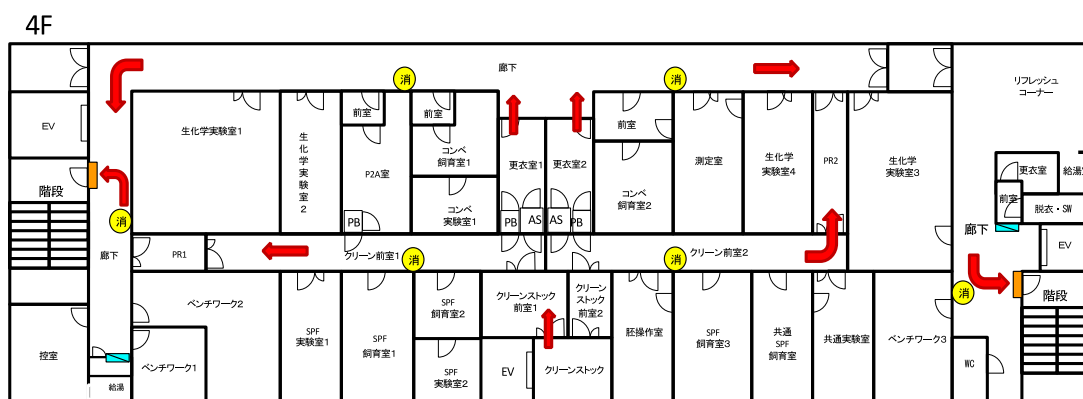
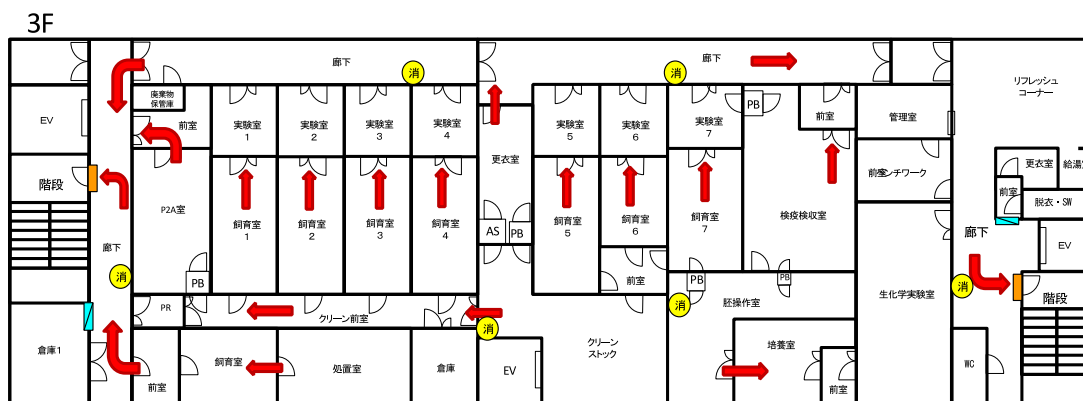
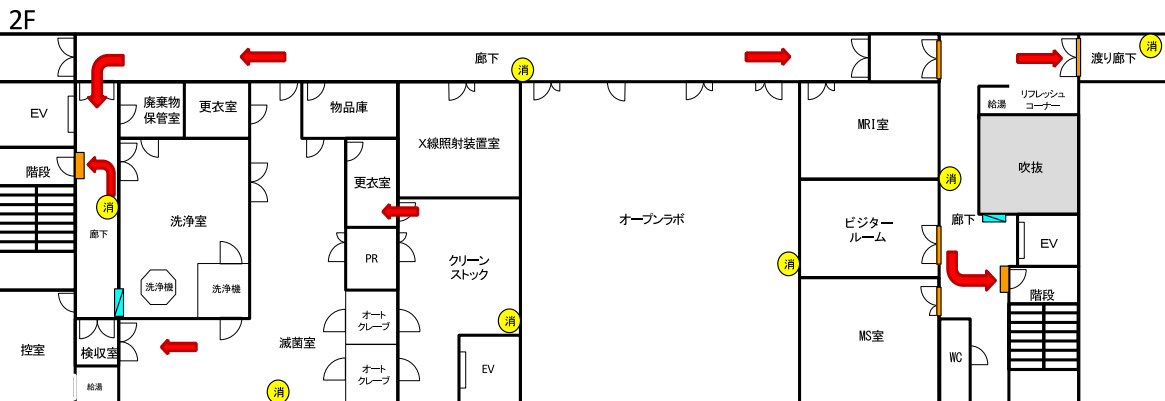


1 隨

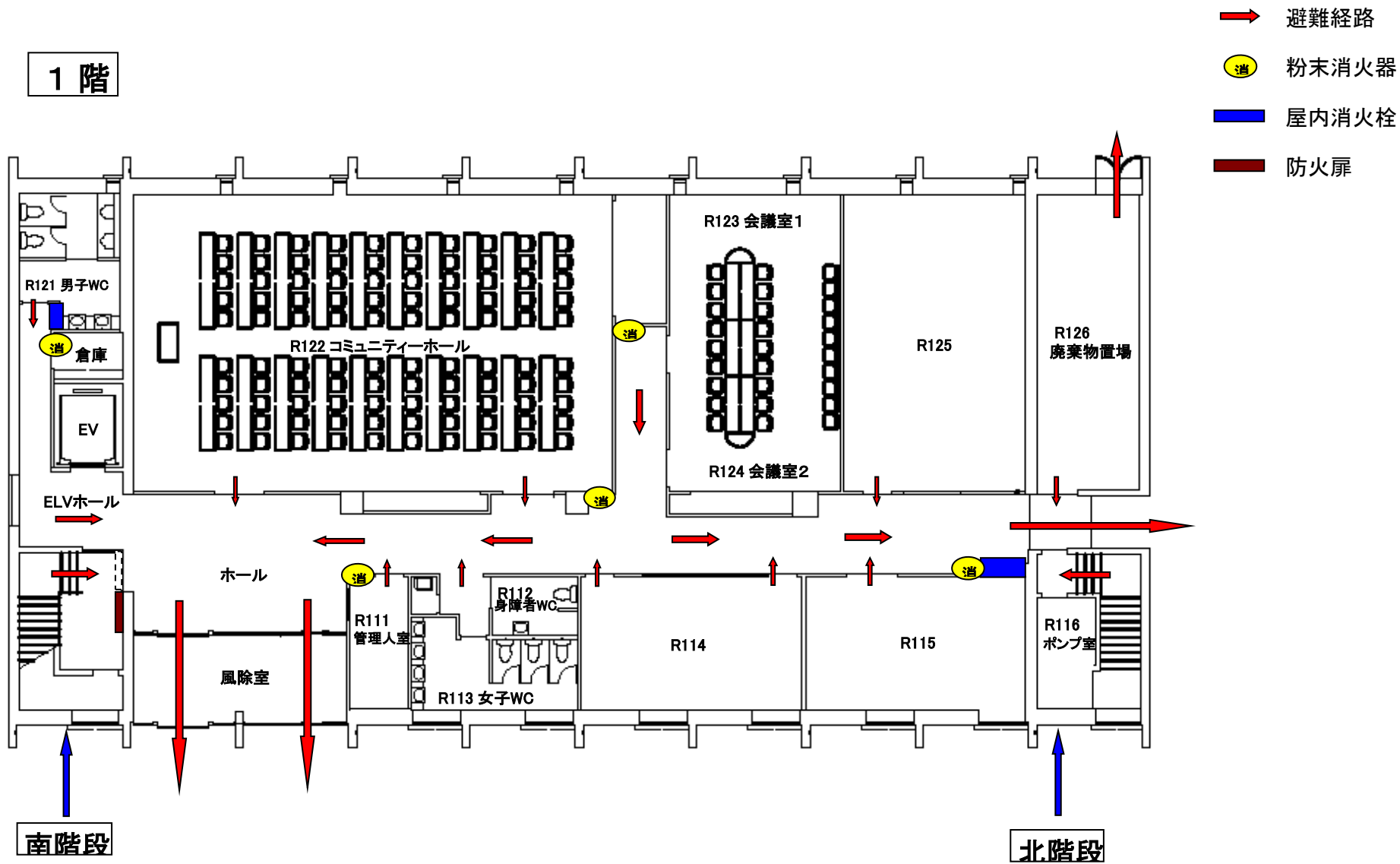


 避難経路
 屋内消火栓

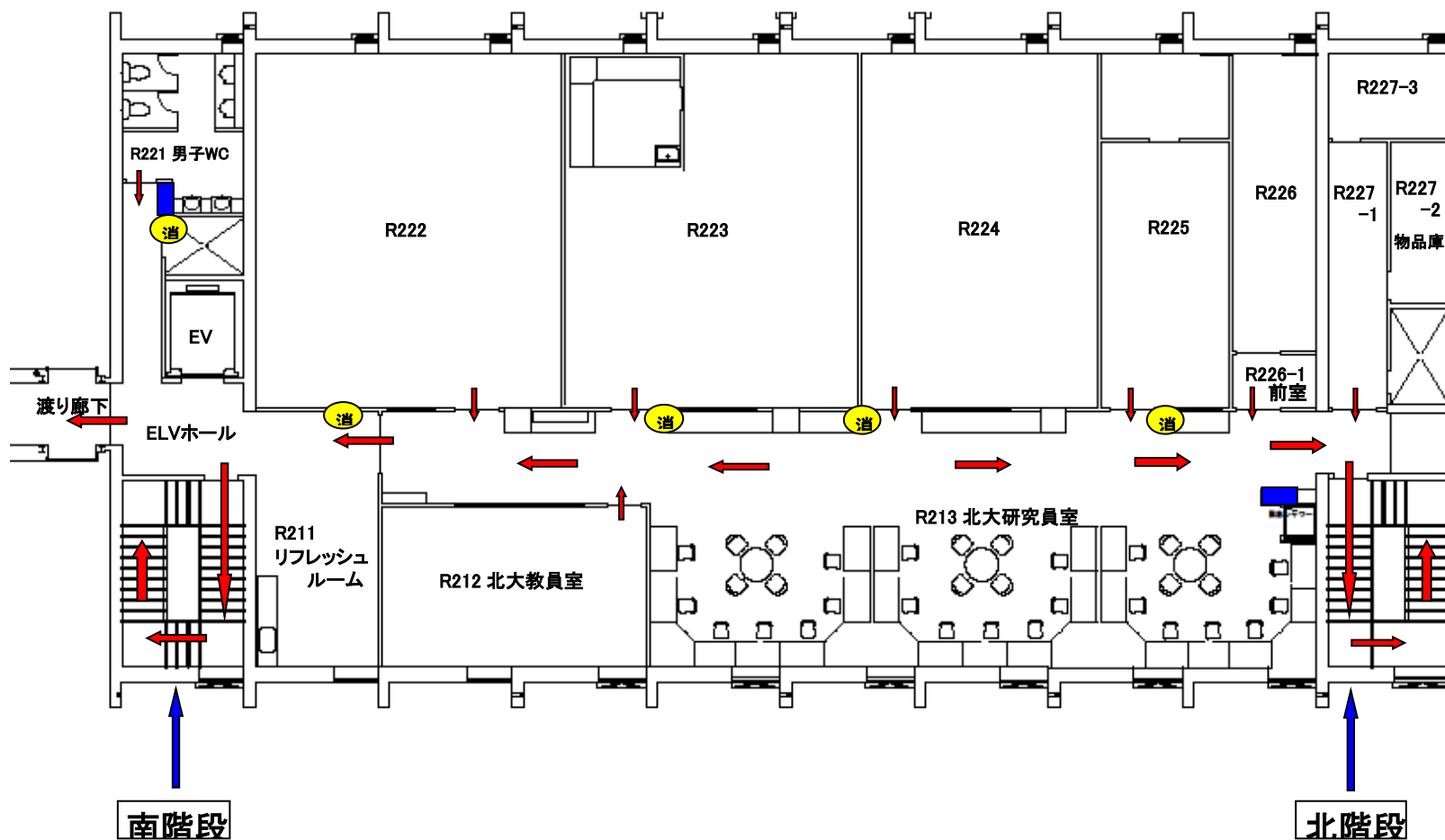
 粉末消火器
 防火扉



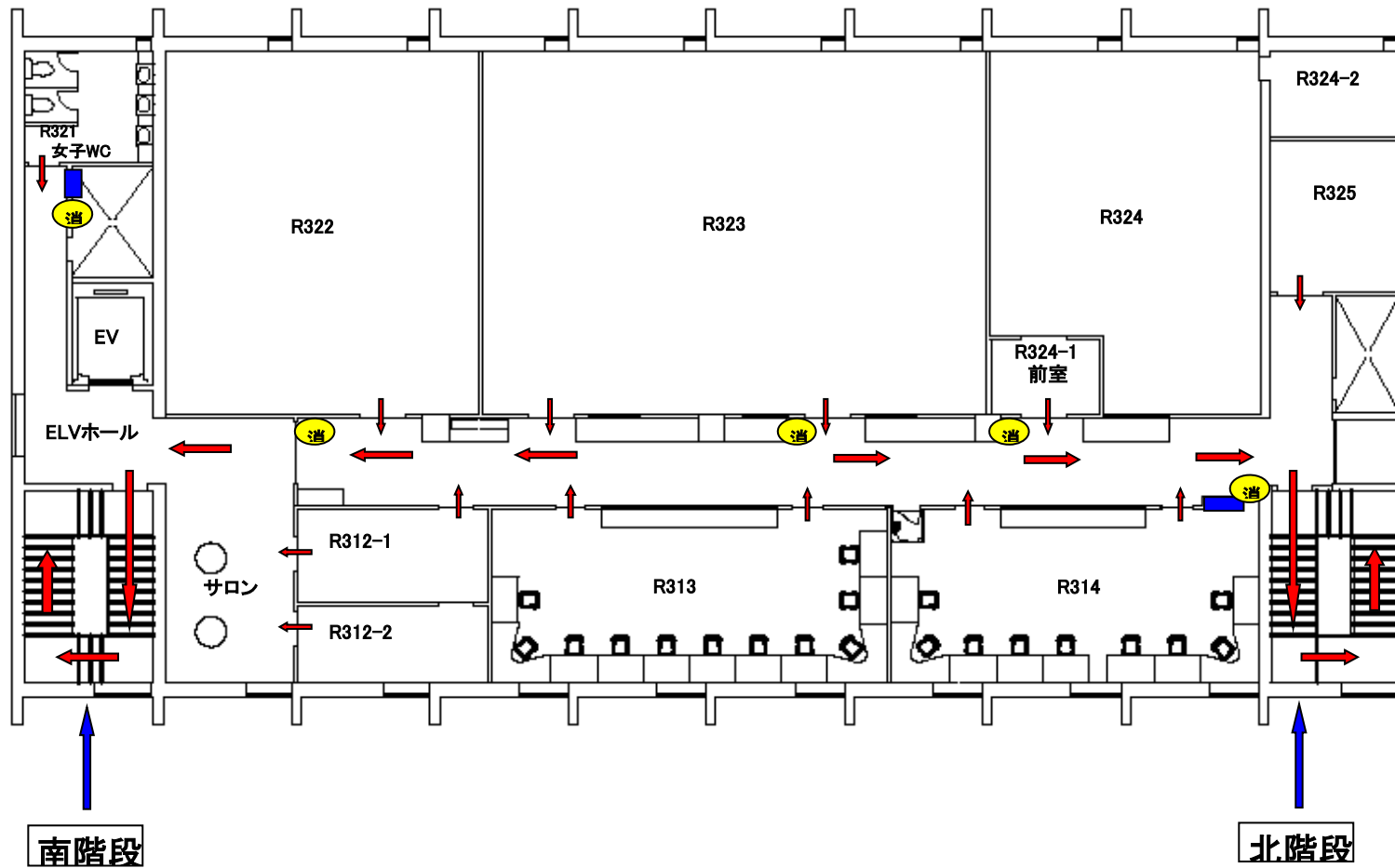
北キャンパス総合研究棟7号館(旧創薬基盤技術研究棟)避難経路図



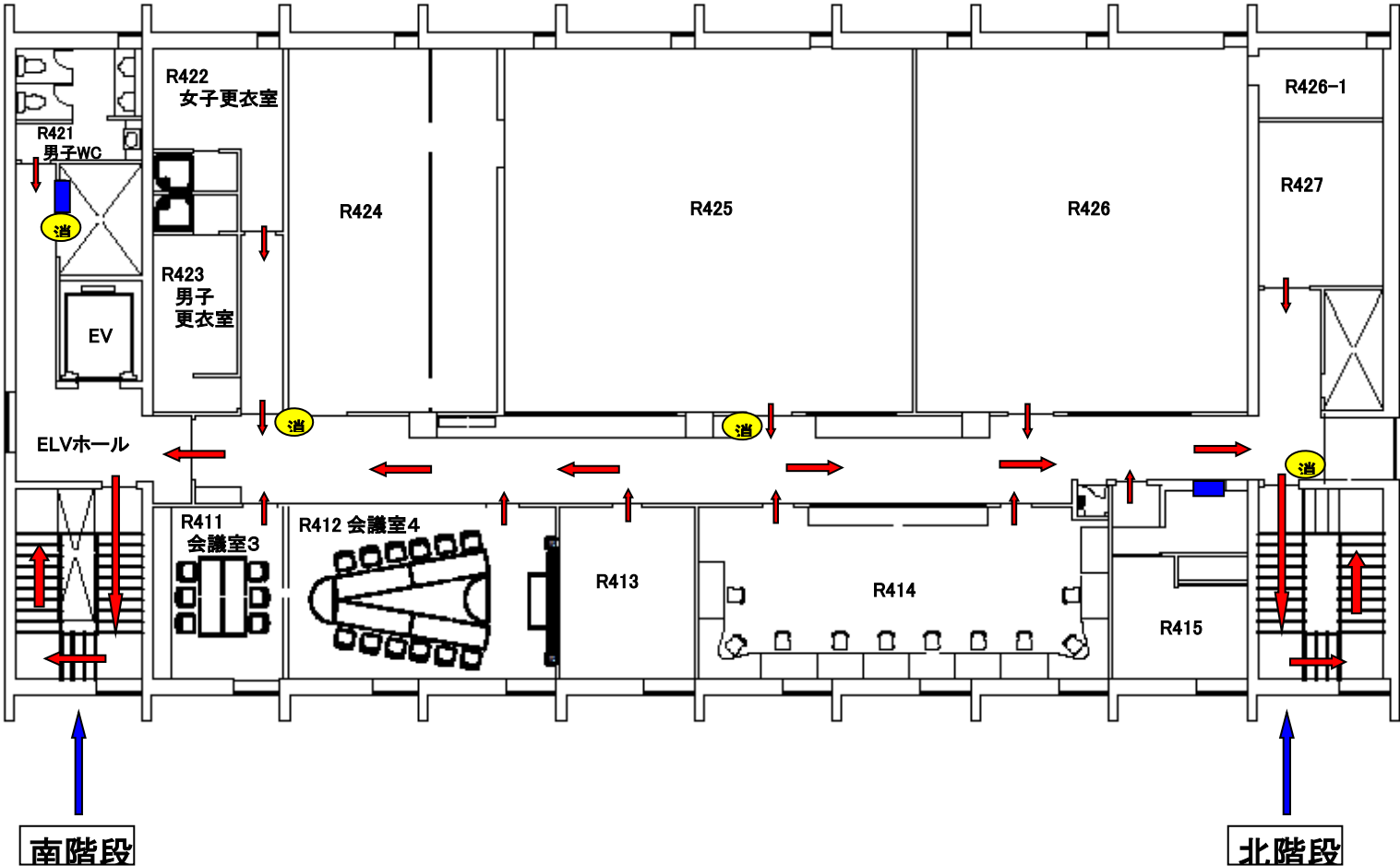
2 階



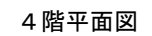
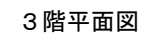
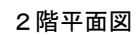
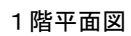
3 階



4 階



一、课程目标

 屋内消火栓